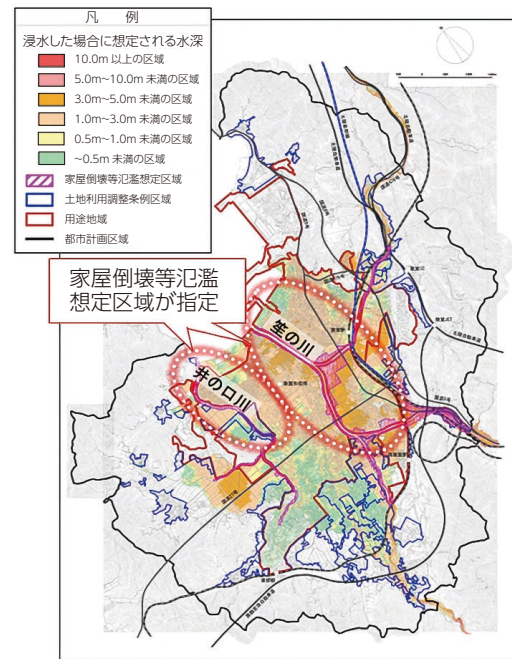


改定ポイント①：誘導区域の変更

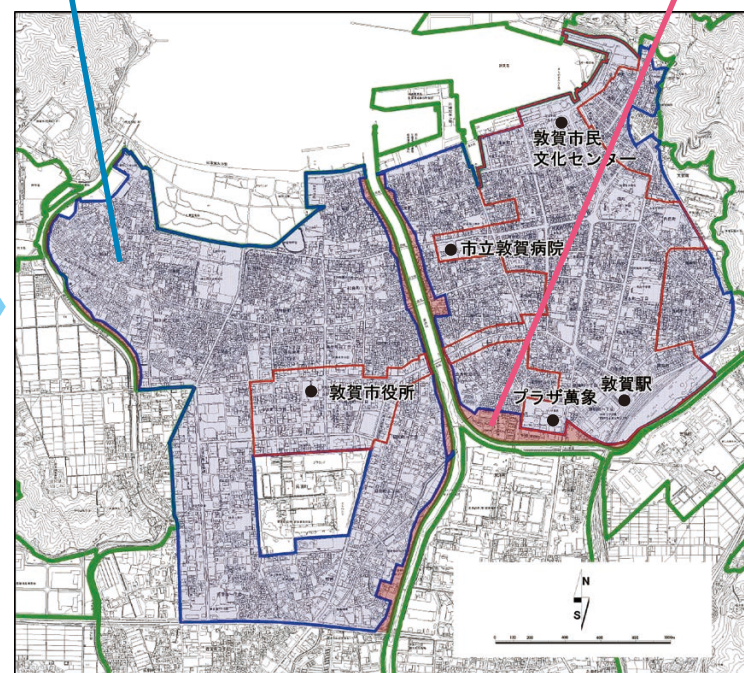
■浸水想定区域の状況

(家屋倒壊等氾濫想定区域はR1.6月公表)



居住誘導区域

… 居住誘導区域から除外する区域



令和元年6月に福井県が家屋倒壊等氾濫想定区域（※）を公表しました。
これを受けて、家屋倒壊等氾濫想定区域を居住誘導区域から除外しました。

※洪水時に家屋が流出・倒壊などのおそれがある範囲。

改定ポイント②：防災指針の追加

防災指針は、居住誘導区域における災害リスクをできる限り回避あるいは低減させ、必要な防災・減災対策を計画的に実施していくために定めるものです。

敦賀市における災害リスクの現状分析を行った結果、居住誘導区域における防災上の課題がいくつか抽出されました。それぞれの課題に対する取組方針を設定し、ハード面とソフト面の両方から災害リスクの回避・低減に必要な取り組みを設定しました。

※令和2（2020）6月に都市再生特別措置法が改正され、計画に『防災指針』が位置づけられた。

区 分	取組施策の方向性
リスク低減（ハード）	●河川整備 ●海岸整備 ●砂防関係施設整備 ●ライフライン整備 ●情報基盤整備
リスク回避・低減（ソフト）	●要配慮者の避難支援 ●防災体制の構築・防災力向上

上記に係る防災・減災対策の具体的な取り組みについては、総合計画や国土強靱化地域計画、地域防災計画のほか、笙の川・井の口川水系流域治水プロジェクトに基づき、関係機関と協議・調整しながら取り組めます。

問い合わせ先 まちづくり推進課 ☎ 22-8139

敦賀市立地適正化計画 を改定しました

立地適正化計画とは…

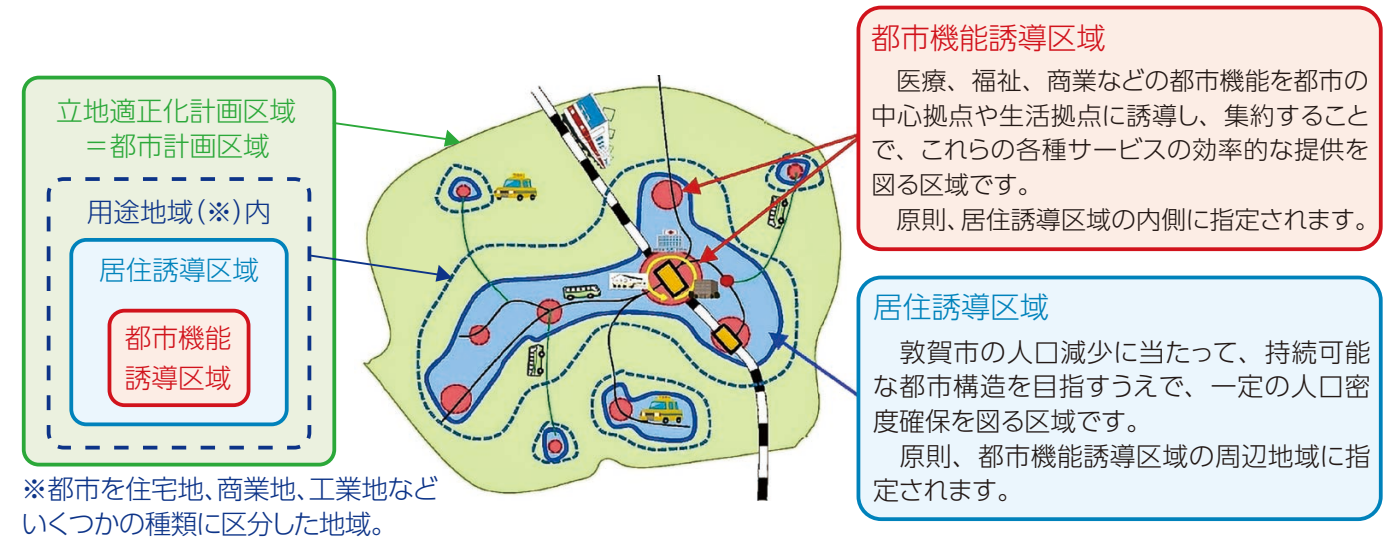
急速な人口減少、少子高齢化が進む中で、居住機能や医療・福祉・商業、公共交通などのさまざまな都市機能を誘導し、効率的に配置することで、持続可能な都市構造を目指すための計画です。

つまり…

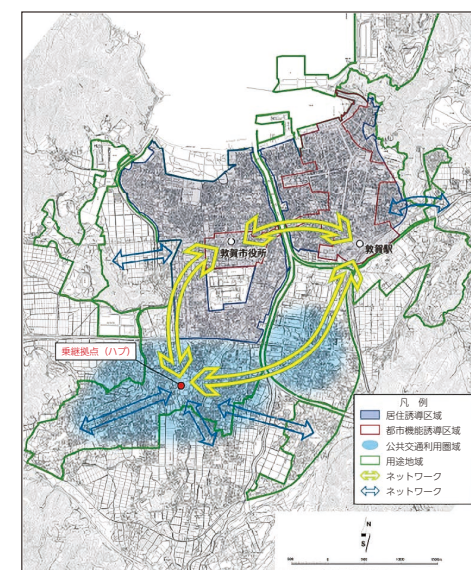
コンパクトシティを目指した計画

立地適正化計画で定めること

- ・都市機能誘導区域および居住誘導区域について
- ・都市機能誘導区域へ誘導するための施設（誘導施設）について
- ・施設や居住誘導を図る施策について
- ・居住誘導区域における災害リスクを回避・低減させるための防災指針について



敦賀市が目指す『コンパクトシティ・アンド・ネットワーク』



- ・都市機能誘導区域と居住誘導区域を市街地の北側に集約・誘導。
- ・南側の市街地は、居住環境を維持していくことが必要。
- ・居住環境を保全していくエリアは、これまでどおりの生活環境の保全に努め、乗継拠点を核とした公共交通網を活かし、市全体でのコンパクトシティ・アンド・ネットワークを実現。

【対象区域】 敦賀都市計画区域全域

【目標年次】 令和17年(2035)年(平成27年(2015)年を基準年)

【改定時期】 概ね5年ごとに評価を行い、柔軟に見直しを行う

